

## 苫前町地域公共交通活性化協議会設立会議 次第

〔 日時：令和6年3月19日（火）13時30分～  
場所：苫前地区コミュニティセンター1階大会議室 〕

### 1 開 会

### 2 挨 拶

### 3 委員紹介

### 4 議 事

議案第1号 協議会規約について（資料1）

議案第2号 役員の指名について（資料2）

議案第3号 オブザーバーの追加について（資料3）

議案第4号 関係規程の制定について

（1）報酬及び費用弁償規程（資料4-1）

（2）事務規程（資料4-2）

（3）財務規程（資料4-3）

議案第5号 令和5年度事業計画案及び収支予算案について（資料5）

議案第6号 令和6年度事業計画案及び収支予算案について（資料6）

### 5 その他

### 6 閉 会

# 苫前町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

(令和6年3月19日時点)

(区分別・順不同・敬称略)

区分※	氏名	所属・職	備考
a	おぎわ 小澤 てつや 哲也	苫前町 副町長	
b	さいとう 斉藤 ひろし 寛	沿岸バス株式会社営業部 営業課長	
b	ながた 永田 ひろみち 敬慶	有限会社大衆ハイヤー	
b	わたなべ 渡邊 やすふみ 育史	有限会社藤観光バス 代表取締役	
b	さかもと 坂本 ひるやす 博得	交通労連沿岸バス労働組合 執行委員長	
c	こにし 小西 ひとし 均	苫前町内会 副会長	
c	ひらた 平田 ひでお 日出男	古丹別連合町内会 会長	
c	くどう 工藤 まきなお 政尚	苫前町老人クラブ連合会 会長	
c	はやし 林 みちゆき 道行	苫前町身体障がい者福祉協会 会長	
c	あきやま 秋山 みちこ 享子	北海道苫前商業高等学校PTA	
c	あまや 天谷 ひでき 英樹	北海道羽幌高等学校PTA	
d	ふくはら 福原 じゅんじ 潤二	国土交通省北海道開発局留萌開発建設部 道路計画課長	
d	すがわら 菅原 たかし 剛	北海道留萌振興局留萌建設管理部 事業室地域調整課長	
e	すぎはら 杉原 たもつ 保	北海道旭川方面羽幌警察署 地域・交通課長	
f	かもだ 鴨田 まこと 誠	社会福祉法人苫前町社会福祉協議会 局長	
g	やまぐち 山口 きよとし 清敏	苫前小中学校校長会 会長	
g	わたなべ 渡部 かずと 和人	苫前町観光協会 会長	
g	かも 加茂 まさかず 聖和	北海道運輸局旭川運輸支局 首席運輸企画専門官(企画調整担当)	
g	あべ 阿部 せいじ 誠治	北海道留萌振興局地域創生部 地域政策課 主幹(地域調整)	

- ※区分
- a 地方公共団体
  - b 公共交通事業者等
  - c 公共交通利用者
  - d 道路管理者
  - e 公安委員会
  - f 自家用有償旅客運送者
  - g 学識経験者その他協議会が必要と認める者

## 苦前町地域公共交通活性化協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、苦前町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、並びに、道路運送法（昭和26年法律第184号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

（協議事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価等に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の報酬及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。
- 4 前条各号に掲げる事項の協議に当たり、関係者その他専門的な知識を有する者から意見の聴取を行うため、協議会に別表のオブザーバーを置く。

（会長及び監事）

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 監事 2名
- 2 会長は、苦前町副町長をもって充てる。
  - 3 監事は、会長が指名する委員をもって充てる。
  - 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
  - 5 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。
  - 6 会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、会議の開催の日時、場所及び会議に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、協議会の解散に関する事項については、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。
- 5 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、あらかじめ

通知された事項について、書面により議決権を行使し、若しくは当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任し、又は会長の承認を受けてオンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して会議に出席することができる。この場合において、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより会議の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

8 会長は、会議の議案が次に掲げるものである場合は、当該議案を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に回付し、その賛否を問うことにより会議に代えることができる。

- (1) 緊急を要するもの
- (2) 会計その他協議会の運営に関するもの
- (3) その他会長が軽易であると判断したもの

9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。  
（幹事会）

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じて協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。  
（分科会）

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、第6条の規定に準じて会長が別に定める。

3 協議会は、分科会の議決をもって、協議会の議決とすることができる。

（協議結果の尊重義務）

第9条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。

（守秘義務）

第10条 委員並びに第6条第7項の規定により会議に出席した者、第7条に規定する幹事会に出席した者及び第8条に規定する分科会に出席した者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。第4条第4項の規定により置かれたオブザーバーも、同様とする。

（事務局）

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、苫前町総合政策室に置く。

3 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

4 事務局長は、苫前町総合政策室長をもって充てる。

5 前各項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務）

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

2 協議会が解散する際に有する残余財産は、苫前町に帰属する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和6年3月19日から施行する。

2 協議会設立のときの委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

## 別表（第4条関係）

## 【委員】

区分	組織名	職名等	備考
地方公共団体	苫前町	副町長	会長
公共交通事業者等	沿岸バス株式会社	代表取締役	
	有限会社大衆ハイヤー		
	有限会社藤観光バス	代表取締役	
	交通労連 沿岸バス労働組合	執行委員長	
公共交通利用者	苫前町内会	副会長	監事
	古丹別連合町内会	会長	監事
	苫前町老人クラブ連合会	会長	
	苫前町身体障がい者福祉協会	会長	
	北海道苫前商業高等学校PTA		
	北海道羽幌高等学校PTA	会長	
道路管理者	国土交通省北海道開発局留萌開発建設部	道路計画課長	
	北海道留萌振興局留萌建設管理部	事業室地域調整課長	
公安委員会	北海道旭川方面羽幌警察署	地域・交通課長	
自家用有償旅客運送者	社会福祉法人苫前町社会福祉協議会	事務局長	
学識経験者その他協議会が必要と認める者	苫前町小中学校校長会	会長	
	苫前町観光協会	会長	
	北海道運輸局旭川運輸支局	首席運輸企画専門官	
	北海道留萌振興局地域創生部	地域政策課主幹	

## 【オブザーバー】

区分	組織名	職名等	備考
地方公共団体	羽幌町	町民課長	



## オブザーバーの追加について

## 【趣旨】

協議会規約第4条第4項の規定に基づき、関係者その他専門的な知識を有する者から意見の聴取を行うため、医療機関や教育機関をはじめ商業施設など日常生活上の関わりが深いことに鑑み、羽幌町に対し、オブザーバーとして協議会に参加を求めることとする。

## 【オブザーバー】

区分	組織名	職名等
地方公共団体	羽幌町	町民課長



## 苦前町地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、苦前町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第4条第3項の規定に基づき、苦前町地域公共交通活性化協議会の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

（報酬の額）

第2条 委員が苦前町地域公共交通活性化協議会の会議、幹事会、分科会及び視察（以下「会議等」という。）に出席したときの報酬の額は、1日につき6,800円とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、北海道、苦前町及びその他団体の職員
- (2) 公共交通事業者及びその組織する団体並びに交通管理者からの選出委員
- (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

（費用弁償の額）

第3条 委員が会議等に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、苦前町職員の旅費に関する条例（昭和26年苦前町条例第4号）によるものとする。

（準用）

第4条 規約第4条第4項のオブザーバー及び第6条第7項の委員以外の者の報酬及び費用弁償については、前2条の規定を準用する。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年3月19日から施行する。

## 苫前町地域公共交通活性化協議会事務規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、苫前町地域公共交通活性化協議会規約第11条第5項の規定に基づき、苫前町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し必要な事項を定める。

### （業務）

第2条 事務局は、協議会に関する事務を処理する。

### （職員）

第3条 事務局に事務局職員を置き、苫前町総合政策室に属する者をもって充てる。

2 協議会の会長は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、職員を任命することができる。

### （職務）

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括し、事務局職員を指揮監督する。

2 事務局職員は、事務局の事務を処理する。

### （専決）

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要であると認める事項については、この限りではない。

- (1) 事務局職員の旅行命令に関すること。
- (2) 会議の運営に関すること。
- (3) 1件の金額が5万円未満の支出に関すること。
- (4) 軽易な事項に係る照会の受理及び処理に関すること。

### （公印）

第6条 協議会の公印の名称、書体、形状及び寸法は、別表のとおりとする。

2 前項の公印の管守者は、事務局長とする。

3 公印を使用するときは、事務局長の許可を得なければならない。

### （準用）

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項については、苫前町事務組織規則（平成22年苫前町規則第26号）の規定を準用する。ただし、事務局長が別に定めた事項については、この限りではない。

### 附 則

この規程は、令和6年3月19日から施行する。

### 別表（第6条関係）

名称	書体	形状	寸法	個数
苫前町地域公共交通活性化協議会長之印	てん書体	正方形	21mm×21mm	1個

## 苦前町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

## （目的）

第1条 この規程は、苦前町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条第4項の規定に基づき、苦前町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定める。

## （予算）

第2条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得るものとする。なお、予算の科目は、別表のとおりとする。

2 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会の承認を得るものとする。

## （出納及び現金等の保管）

第3条 協議会の出納は、事務局長がつかさどる。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に、これを預けて保管するものとする。また、銀行の通帳等は、金庫や施錠できる保管庫等で厳重に保管する。

## （収支整理者及び出納取扱者）

第4条 事務局長は、協議会の事務局職員のうちから、収支整理者及び出納取扱者を任命するものとする。

2 収支整理者は、現金出納簿兼収支整理簿により収支を整理するものとする。

3 出納取扱者は、収支残高を記した現金出納簿兼収支整理簿を確認し、保管するものとする。

## （収入）

第5条 収支整理者は、収入金を収入したときは、納入者に領収書を発行するとともに、現金出納簿兼収支整理簿を整理した上で、領収書（控）及び銀行等の通帳により出納取扱者に通知しなければならない。

2 出納取扱者は、収支整理者から収入の通知を受けたときは、現金出納簿兼収支整理簿を確認の上、事務局長の確認を受けなければならない。

## （支出）

第6条 経費の支出をしようとするときは、収支整理者は、事務局長の決裁を経た支出伝票を、出納取扱者に回付し、現金出納簿兼収支整理簿を整理するものとする。

2 出納取扱者は、支出伝票の回付を受けたときは、支出金額や相手方等に誤りがないか確認の上、支出するものとする。なお、支出に際しては、相手方から領収書を徴しなければならない。

3 出納取扱者は、前項の規定に従い支出をした場合は、現金出納簿兼収支整理簿を確認した上、領収書及び銀行の通帳等により事務局長の確認を受けなければならない。

## （出納の閉鎖）

第7条 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

## （決算）

第8条 事務局長は、毎会計年度終了後3か月以内に、協議会の決算を調製しなければならない。

2 前項の決算は、監事の監査に付した後、会長が協議会の承認を得るものとする。

## （準用）

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項については、苦前

町財務規則（昭和 39 年苫前町規則第 7 号）の規定を準用する。ただし、事務局長が別に定めた事項については、この限りではない。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 19 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

【収入科目】

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

【支出科目】

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## 令和5年度事業計画案及び収支予算案

## 1 事業計画案

## (1) 事業内容

協議会開催（1回開催（設立総会のみ））

回次	開催時期	主な内容
1回目	3月19日	設立総会（規約等承認）

## (2) 業務遂行体制

苫前町が必要な業務を行う。

- ・会長（副町長）及び事務局（総合政策室）の設置
- ・苫前町からの負担金受入業務
- ・収支の処理（協議会口座を新たに設置し管理）
- ・協議会開催
- ・その他必要となる業務

## 2 収支予算案

## (1) 収入

予算科目			項目	金額	備考
款	項	目			
1 負担金	1 負担金	1 負担金	苫前町負担金	74,000 円	
合計				74,000 円	

## (2) 支出

予算科目			項目	金額	備考
款	項	目			
1 運営費	1 会議費	1 会議費	報酬及び費用弁償	54,000 円	
	1 事務費	1 事務費	諸経費	20,000 円	
合計				74,000 円	

## 令和6年度事業計画案及び収支予算案

## 1 事業計画案

## (1) 事業内容

協議会開催（2回開催）

- ・協議会での意見・検討結果の集約のため、年度内に2回開催する。

回次	開催時期	主な内容
1回目	4月下旬～5月下旬	令和5年度決算報告、現状調査など
2回目	2月下旬～3月上旬	令和7年度予算審議、現状調査など

## (2) 業務遂行体制

苫前町が必要な業務を行う。

- ・会長（副町長）及び事務局（総合政策室）の設置
- ・苫前町からの負担金受入業務
- ・収支の処理
- ・協議会開催
- ・その他必要となる業務

## 2 収支予算案

## (1) 収入

予算科目			項目	金額	備考
款	項	目			
1 負担金	1 負担金	1 負担金	苫前町負担金	133,000 円	
合計				133,000 円	

## (2) 支出

予算科目			項目	金額	備考
款	項	目			
1 運営費	1 会議費	1 会議費	報酬及び費用弁償	123,000 円	
	1 事務費	1 事務費	諸経費	10,000 円	
合計				133,000 円	